

建築行政年報

令和7年度



目 次

1. 日向市概要

(1) 人口と行政区域		1
(2) 日向市の都市計画の状況		1

2. 建築行政組織

(1) 沿革		2
(2) 機構		3
(3) 建築住宅課職員数		4
(4) 事務分担表		5

3. 建築行政統計

(1) 建築確認・完了検査等の状況		6
(2) 用途別建築確認件数		7
(3) 構造別建築確認件数		7
(4) 規模別建築確認件数		7
(5) 用途地域別建築確認件数		7
(6) 年度別・着工新設住宅戸数		7
(7) 違反建築物、定期報告、道路位置指定		8
(8) 建築許可		8
(9) 建築認定		8
(10) 地区計画・景観計画の状況		8
(11) 建築協定条例		9
(12) 構造計算適合性判定・法第6条の3第1項ただし書き構造審査・・・		9

4. 建築審査会

(1) 建築審査会の開催		10
(2) 審査請求件数		11
(3) 建築審査会委員		11

5. 建築指導手数料収入状況

(1) 手数料徴収件数		12
(2) 手数料徴収状況		12
(3) 建築基準法に基づく手数料徴収額		12

6. 建築行為等に係る道路拡幅整備事業

(1) 建築行為等に係る道路拡幅整備		13
(2) 協定道路		13

7. ひゅうが暮らしづくりリフォーム支援事業

(1) 木造住宅耐震診断補助		13
(2) 屋根耐風診断補助		13
(3) 危険ブロック塀除却補助		14
(4) 省エネ・木質化・子育て支援・バリアフリー化に関する改修補助		14

8. 住宅セーフティネット支援事業		
(1) 居住支援協議会		14
(2) 活動内容		14
9. 空家等対策推進事業		
(1) 空家件数		15
(2) 危険空家除去補助事業		15
(3) 特定空家等の認定		15
(4) 空き家等情報バンク		15
10. その他の届出		
(1) バリアフリー法に基づく認定建築物数		16
(2) 人にやさしい福祉のまちづくり条例		16
(3) 建設リサイクル法		16
(4) 建築物省エネ法		16
(5) 長期優良住宅の認定		17
(6) 低炭素建築物の認定		17
11. 開発行為		
(1) 開発行為等許可件数		18
12. 市営住宅		
(1) 市営住宅一覧表		19
(2) 公営住宅事業		19
13. 営繕工事		20

(令和7年4月1日現在)

市政施行	昭和26年4月1日
行政区域面積	336.90km ²
人口	56,360 人
世帯数	23,748 世帯
限定特定行政庁発足	平成元年4月1日
一般特定行政庁移行	平成20年8月1日



日向市位置図

種別		面積等
都市計画区域		5,105.0 ha
市街化区域		1,736.0 ha
市街化調整区域		3,369.0 ha
用途地域	第一種低層住居専用地域	203.0 ha
	第一種中高層住居専用地域	74.0 ha
	第二種中高層住居専用地域	145.0 ha
	第一種住居地域	274.0 ha
	第二種住居地域	246.0 ha
	準住居地域	34.0 ha
	近隣商業地域	79.0 ha
	商業地域	73.0 ha
	準工業地域	228.0 ha
	工業地域	74.0 ha
	工業専用地域	306.0 ha
特別用途地域		228.0 ha
準防火地域		68.0 ha
風致地区		0.0 ha
臨港地区		282.8 ha
都市施設	道路	92,990.0 m
	都市高速鉄道	6,450.0 m
	公園	105.4 ha
	緑地	2.8 ha
	墓園	12.7 ha
	公共下水道	1,377.0 ha
	ごみ焼却場	21.2 ha
土地地区画整理事業		112.2 ha
地区計画		64.5 ha

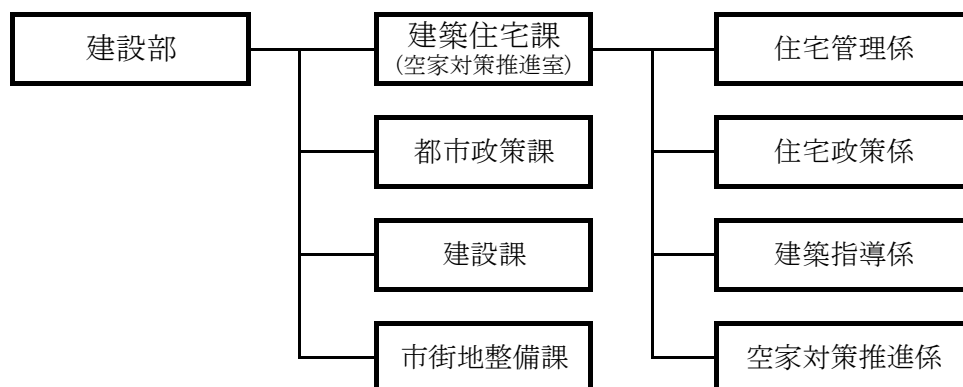
2. 建築行政組織

(1) 沿革

平成元年4月1日	限定特定行政庁発足、建設課に建築指導係が新設される
〃	県より職員1名派遣(H4年度まで)
〃	日向市建築基準法施行細則施行
平成9年4月21日	日向市建築行為等に係る道路拡幅整備に関する指導要綱制定
平成12年3月1日	日向市建築協定条例施行
平成12年5月1日	日向市建築行為に係る違反建築物の是正に関する指導要綱施行
平成13年4月1日	機構改革により都市計画課に建築指導係が移管される
平成16年9月24日	日向市耳川出水災害危険区域に関する条例、同施行規則施行
平成16年11月26日	日向市耳川出水災害危険区域の指定(鳥川地区)
平成17年11月1日	日向市木造住宅耐震診断促進事業補助金交付要綱制定
平成18年2月25日	日向市と東郷町が合併
平成18年4月1日	機構改革により建設部が新設される
〃	都市計画課がまちづくり政策課に課名変更される
平成18年10月26日	日向市耳川出水災害危険区域の指定(広瀬地区)
平成19年7月2日	日向市違反建築物等取扱要綱施行
平成20年2月1日	日向市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例施行
平成20年4月1日	機構改革により建設部建築住宅課が新設される
〃	課長以下職員11名、4係(管理、指導、審査、建築)
平成20年7月1日	県より職員1名派遣(H22年度まで)
〃	課長以下職員12名、4係(管理、指導、審査、建築)
平成20年8月1日	一般特定行政庁へ移行
〃	日向市建築基準法施行細則全部改正
〃	日向市建築基準法の規定による意見の聴取に関する規則施行
〃	日向市建築審査会条例、同規則施行
〃	日向市建築協定条例施行規則施行
〃	日向市優良住宅認定事務施行規則の全部改正
〃	日向市優良宅地認定事務施行規則の全部改正
〃	日向市手数料条例の改正(建築許可、建築確認申請等手数料の追加)
平成20年10月1日	日向市耳川出水災害危険区域の指定(田代ヶ原地区)
平成21年1月14日	日向市建築行為等に係る協定道路に関する取扱要綱制定
平成21年4月1日	日向市手数料条例の改正(建築確認申請等手数料の改正)
平成21年6月4日	日向市長期優良住宅の促進に関する法律施行細則施行
平成22年3月31日	日向市耳川出水災害危険区域の指定(飯谷地区、幸脇地区)
平成22年4月1日	日向市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行
〃	日向市建築基準法施行細則の改正(定期報告提出期間変更、手数料減免申請様式追加)
平成22年9月17日	日向市木造住宅耐震診断アドバイザー派遣事業実施要綱制定
平成23年1月18日	日向市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱制定
平成23年4月1日	課長以下職員13名、4係(管理、指導、審査、建築)
平成24年4月1日	日向市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則施行
平成24年7月2日	日向市建築物安全安心推進協議会設立 (宮崎県建築士会日向支部、宮崎県建築士事務所協会県北支部、日向地区建設業協会建築委員会、日向建築設計事務所会、日向市)
平成24年8月1日	日向市長期優良住宅の促進に関する法律施行細則の改正(居住環境配慮基準、様式の追加)
平成24年11月29日	日向市耳川出水災害危険区域の指定(幸脇(幸木)地区)
平成25年2月8日	日向市低炭素建築物新築等計画認定事務施行規則施行
平成26年4月1日	日向市建築基準法施行細則の改正(建築計画概要書等の写しの交付追加)
平成26年7月1日	日向市手数料条例の改正(道路位置指定申請手数料を追加)
〃	日向市道路位置指定申請手続きの手引き策定(日向市道路位置指定要領廃止)
平成27年3月16日	日向市建築基準法施行細則の改正(角地緩和に臨港道路に接する敷地を追加)
平成27年4月1日	課長以下職員14名、4係(管理、指導、審査、建築)
〃	日向市長期優良住宅の促進に関する法律施行細則、日向市手数料条例の改正

	(設計住宅性能評価書を活用した手続き、手数料の追加)
平成27年6月1日	日向市手数料条例の改正(ルート2構造審査手数料を追加)
平成28年4月1日	機構改革により空家対策推進室、空家対策推進係が新設される
〃	日向市手数料条例の改正(長期優良住宅増改築認定手数料、建築物省エネ法認定手数料を追加)
〃	日向市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則施行
〃	日向市任意の構造計算適合性判定実施要綱施行
〃	日向市建築に関する証明事務処理要綱施行
平成28年6月1日	課長兼室長以下職員14名、5係(管理、指導、審査、建築、空家対策推進)
〃	日向市建築基準法施行細則の改正(定期報告関係他)
平成29年4月1日	日向市手数料条例、日向市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の改正(省エネ適判関係)
平成30年4月1日	日向市手数料条例の改正(免除規定の拡大等)
	日向市建築基準法施行細則の改正(積雪量緩和規定の追加等)
令和元年6月28日	日向市手数料条例の改正(用途地域における建築制限の特例許可)
令和元年7月2日	日向市建築基準法施行細則の改正(条項ずれの整備等)
令和元年9月24日	日向市手数料条例の改正(省エネ適判関係)
令和元年10月31日	日向市建築基準法施行細則の改正(条項ずれの整備等)
令和2年6月26日	日向市手数料条例の改正(省エネ認定関係)
令和3年5月19日	日向市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の改正(条項ずれの整備等)
令和3年10月4日	日向市建築基準法施行細則の改正(様式の改定等)
令和4年2月20日	日向市手数料条例の改正(長期優良住宅認定関係)
〃	日向市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の改正(災害配慮基準の追加等)
令和4年4月1日	組織改編(建築係を廃止。総務部資産経営課に建築営繕係を新設)
令和4年4月1日	県より職員1名派遣
令和4年6月13日	日向市建築基準法施行細則の改正(項ずれの整備)
令和4年10月1日	日向市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の改正
令和4年10月1日	日向市手数料条例の改正(長期優良住宅認定関係等)
令和5年4月1日	組織改編(指導係と審査係を統合し建築指導係を新設、住宅政策係を新設)
〃	日向市手数料条例の改正(省エネ認定関係)
〃	日向市建築基準法施行細則の改正(項ずれの整備)
令和5年9月1日	日向市建築基準法施行細則の改正(中間検査の拡充)
令和6年3月25日	日向市任意の構造計算適合性判定実施要項の改正(規則名称の変更)
令和6年4月1日	日向市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の改正(規則名称の変更)
令和7年4月1日	日向市手数料条例の改正(省エネ認定関係)
〃	日向市建築基準法施行細則等の改正(項ずれの整備)

(2) 機構



(3) 建築住宅課職員数

(令和7年4月1日現在)

		事務	技術	建築基準適合判定資格者
建築住宅課長兼空家対策室長			1名	1名(特定)
住宅管理 係	係長	1名		
	主事	1名		
	会計年度任用職員	2名		
住宅政策 係	係長		1名	1名
	主査	1名	1名	1名
	主任技師		1名	
指導係	係長		1名	1名
	主査		1名	
	技師		2名	
	会計年度任用職員		2名	
空家対策 推進係	課長補佐兼係長	1名		
	主任主事	1名		
	会計年度任用職員	1名		
小計		8名	10名	4名
合計		18名		

※建築技術職員を教育委員会に1名、総務部資産経営課に6名配置

(4) 事務分担表

係名	事務内容
住宅政策係	1. 建築住宅行政に係る企画、調整に関する事。 2. 住宅政策の企画立案及び推進に関する事。 3. 住宅関連計画の策定、改定及び推進に関する事。 4. 市営住宅の建設、改善及び修繕等の計画に関する事。 5. 市営住宅の管理(主に技術的事項)に関する事。 6. 市営住宅の災害対応(主に技術的事項)に関する事。 7. 住宅セーフティネットの促進に関する事。 8. 国土交通省住宅局所管の補助金及び交付金に関する事。 9. ひゅうが暮らしづくりフォーム支援事業に関する事。
住宅管理係	1. 市営住宅の管理及び使用料に関する事。(住宅政策係に属するものを除く。) 2. 市営住宅の入居及び退去に関する事。 3. 市営住宅に係る行政財産借用及び使用許可に関する事。 4. 市営住宅の災害対応に関する事。 5. 課内他係の所管に属しない事項に関する事。
建築指導係	1. 建築基準法に基づく確認、許可、認定、届出、及び報告等に関する事。 2. 違反建築物の調査、是正指導及び措置、重大事故への対応に関する事。 3. 建築審査会に関する事。 4. 長期優良住宅法、建築物省エネ法、エコまち法、バリアフリー法、建設リサイクル法、耐震改修促進法、及び福祉のまちづくり条例など建築関係法令に関する事。 5. 都市計画法に基づく開発行為及び建築行為の相談、許可及び指導に関する事。 6. 住宅・建築物に係る相談や建築景観に関する事。 7. 住宅・建築物の安全確保等の促進に係る事業に関する事。 8. 被災建築物・宅地応急危険度判定に関する事。 9. 優良住宅及び優良宅地の認定に関する事。 10. がけ地近接危険住宅等移転事業に関する事。 11. 日向市耐震改修促進計画の策定に関する事。
空家対策推進係	1. 空家等対策計画に関する事。 2. 空家等対策推進会議及び審議会の運営に関する事。 3. 空家等に対する相談、調査及び情報のデータベース化に関する事。 4. 空家等の発生抑制及び適切な管理の促進に関する事。 5. 空家等の利活用の促進に関する事。 6. 特定空家等に対する立入り調査、指導、勧告、命令及び代執行に関する事。 7. その他空家等の適正な維持管理に関する事。

3. 建築行政統計

(1) 建築確認・完了検査等の状況

		建築確認申請			計画通知	計画変更			中間検査			中間検査(通知)	完了検査			完了検査(通知)
		日向市	指定機関	計	日向市	日向市	指定機関	計	日向市	指定機関	計	日向市	日向市	指定機関	計	日向市
R3	1号	6	3	9	0	1	1	2	3	0	3	0	6	2	8	1
	2号	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3号	6	13	19	0	3	4	7	0	0	0	0	9	13	22	1
	4号	118	151	269	6	12	4	16	0	0	0	0	100	147	247	7
	建築物	130	168	298	6	16	9	25	3	0	3	0	115	162	277	9
	工作物	5	1	6	0	0	0	0	0	0	0	0	7	3	10	0
	建築設備	2	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	2	4	6	1
	計	137	171	308	6	16	9	25	3	0	3	0	124	169	293	10
官民比		44%	56%	100%								検査率	91%	99%	95%	
R4	1号	4	8	12	0	1	2	3	2	0	2	0	6	8	14	0
	2号	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
	3号	6	10	16	1	0	1	1	0	0	0	0	7	9	16	0
	4号	112	132	244	11	7	3	10	0	0	0	0	109	124	233	10
	建築物	122	151	273	12	8	6	14	2	0	2	0	122	142	264	10
	工作物	5	5	10	0	0	0	0	0	0	0	0	7	5	12	0
	建築設備	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0
	計	127	159	286	12	8	6	14	2	0	2	0	129	149	278	10
官民比		44%	56%	100%								検査率	102%	94%	97%	
R5	1号	7	5	12	1	0	1	1	2	0	2	0	5	5	10	0
	2号	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
	3号	2	15	17	0	0	4	4	0	0	0	0	2	8	10	0
	4号	107	109	216	3	4	3	7	0	0	0	0	119	122	241	3
	建築物	116	131	247	4	4	8	12	2	0	2	0	126	136	262	3
	工作物	0	4	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	1
	建築設備	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	1
	計	117	135	252	9	4	8	12	2	0	2	0	127	140	267	5
官民比		46%	54%	100%								検査率	109%	104%	106%	
R6	1号	8	4	12	1	1	1	2	4	0	4	0	4	7	11	1
	2号	0	4	4	0	0	2	2	0	2	2	0	0	1	1	0
	3号	1	9	10	0	0	2	2	0	3	3	0	1	16	17	1
	4号	86	116	202	5	8	3	11	0	4	4	0	80	115	195	6
	建築物	95	133	228	6	9	8	17	4	9	13	0	85	139	224	8
	工作物	5	2	7	1	0	0	0	0	0	0	0	4	3	7	4
	建築設備	0	6	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5	2
	計	100	141	241	9	9	8	17	4	9	13	0	89	147	236	14
官民比		41%	59%	100%								検査率	89%	104%	98%	

(2) 用途別建築確認件数

用 途	R6
一戸建ての住宅	167
共同住宅・長屋・寄宿舍	24
店舗	2
工場	7
事務所	11
併用住宅	5
福祉施設	1
保育所	0
飲食店	2
自動車庫	1
その他	14

(3) 構造別建築確認件数

主たる構造	R6
木造	189
鉄骨造	36
鉄筋コンクリート造	8
その他	1

(5) 用途地域別建築確認件数

用途地域等	R6
第一種低層住居専用	46
第一種中高層住居専用	7
第二種中高層住居専用	17
第一種住居	36
第二種住居	52
準住居	4
近隣商業	16
商業	13
準工業	16
工業	9
工業専用	7
市街化調整区域	9
都市計画区域外	2

(4) 規模別建築確認件数

面 積	R6
30㎡以内	11
30～100㎡以内	73
100～200㎡以内	115
200～500㎡以内	18
500～1000㎡以内	10
1000～2000㎡以内	4
2000～10000㎡以内	2
10000～50000㎡以内	1

(6) 年度別・着工新設住宅戸数

年度	総戸数	床面積 ㎡	構造		新設住宅の資金					建築工法			住宅の種類			建て方			利用関係				
			木造	その他	民間	公営	住金	公団	その他	在来工法	プレハブ	枠組壁	専用住宅	併用住宅	その他	一戸建	長屋建	共同	持家	貸家	給与	分譲	うちマンション
H23	352	33,255	292	60	330	0	22	0	0	279	26	47	319	33	0	243	62	47	207	121	0	24	0
H24	512	41,136	354	158	490	0	22	0	0	370	37	105	511	1	0	250	139	123	192	271	0	49	0
H25	386	38,813	292	94	376	0	10	0	0	314	57	15	382	4	0	292	44	50	244	92	11	39	0
H26	340	35,335	263	77	336	0	4	0	0	304	22	14	332	8	0	274	14	52	215	66	2	57	0
H27	354	33,537	289	65	351	0	3	0	0	271	28	55	349	5	0	246	52	56	201	108	1	44	0
H28	337	32,429	272	65	336	0	1	0	0	276	27	34	329	8	0	250	53	34	194	90	3	50	0
H29	429	37,542	365	64	427	0	2	0	0	271	45	113	409	20	0	249	144	36	184	179	1	65	0
H30	408	36,420	292	116	406	0	2	0	0	288	49	71	403	5	0	245	75	88	205	165	1	37	0
H31	397	36,872	304	93	391	5	1	0	0	293	42	62	389	8	0	247	74	76	197	151	0	49	0
R2	351	32,290	240	111	339	4	8	0	0	302	39	10	343	8	0	229	62	60	176	126	1	48	0
R3	390	33,742	278	112	385	3	2	0	0	308	39	43	388	2	0	236	97	57	187	152	1	50	0
R4	341	29,964	270	71	336	3	2	0	0	264	38	39	337	4	0	214	91	36	174	129	0	38	0
R5	329	26,606	237	92	316	0	13	0	0	265	7	57	321	7	1	199	84	46	137	135	2	55	0
R6	496	35,227	294	202	483	0	13	0	0	348	27	121	492	4	0	180	162	154	129	318	1	48	0

(7) 違反建築物、定期報告、道路位置指定

	違反建築物処理状況		定期報告			道路位置指定	
	違反建築物	処理完結	報告対象	対象件数	報告数	件数	延長m
R4	0	0	病院・就寝福祉	26	20	1	63
R5	0	0	ホテル・旅館	10	7	1	21
R6	1	1	集会場・物販店	9	2	0	0

(8) 建築許可

条項		H20～R4	R5	R6	摘要
法第43条		60	4	3	
法第44条					
法第48条	第1～2項				
	第3～4項	1		1	総合体育館
	第5～7項				
	第8項				
	第9項				
	第10項				
	第11項				
	第12項	1			工業地域内の病院建替(H20)
	第13項				
計		2			
法第51条					
法第52条	第14項				
法第55条	第3項				
法第56条の2	第1項				
法第85条	第3項、第5項	57	4	4	仮設許可

(9) 建築認定

条項		H20～R4	R5	R6	摘要
法第7条の6	第1項	33	1		仮使用
法第18条	第24項	6	1		仮使用
法第39条	第1項	9		1	耳川出水災害危険区域
法第55条	第2項	3			第1種低層の学校
法第86条					一団地
令第137条の16	第2号	4			移転

(10) 地区計画・景観計画の状況

地区計画	決定	面積	用途地域	位置	条例施行
財光寺南地区	H12.12.18	約36.5ha	第1種低層 第2種住居 近隣商業	財光寺	H22.4.1
日向市駅周辺地区	H15.7.1	約17.6ha	近隣商業 商業 第1種住居	上町ほか	H22.4.1
財光寺池地区	H20.8.14	約 6.5ha	準工業	財光寺字池	H22.4.1

中町地区	H25.8.1	約 3.9ha	商業	中町ほか	H26.1.1
------	---------	---------	----	------	---------

景観計画区域	条例施行
細島地区	H22.10.1
牧水の里	H24.1.1
美々の里	H25.1.1
日豊海岸地域	H28.4.1

(11) 建築協定条例 H12.3.1制定、H12.3.1施行 認可地区なし

(12) 構造計算適合性判定・法第6条の3第1項ただし書き構造審査(指定確認検査機関分を除く)

年度	判定件数	判定棟数	判定機関	
H20	1	1	(財)日本住宅・木材技術センター	法第6条の3第1項ただし書き構造審査(ルート2審査)
H21	5	8	宮崎県知事	
H22	7	8	(株)建築構造センター	
H23	2	2	(株)建築構造センター	
H24	7	8	(株)建築構造センター	
H25	5	13	(株)建築構造センター	
H26	7	11	(株)建築構造センター	
H27	4	4	(株)建築構造センター、ビューロベリタスジャパン(株)	1
H28	1	1	(株)東京建築検査機構	1
H29	4	4	(株)建築構造センター	3
H30	5	5	(株)建築構造センター	6
H31	3	3	(株)建築構造センター	3
R2	6	9	(株)建築構造センター・(株)東京建築検査機構	0
R3	3	3	(株)建築構造センター	2
R4	2	2	(株)建築構造センター	1
R5	0	0		0
R6	0	0		0

4. 建築審査会

(1) 建築審査会の開催

年度	開催	開催年月日	議 案 概 要
H20	第1回	H20.9.1	法第43条第1項ただし書き許可基準、会長専決規定
	第2回	H20.12.22	法第43条第1項ただし書き許可基準(協定道路) 法第48条第11項ただし書き 1件、法第43条第1項ただし書き 2件
H21	第3回	H21.9.25	法第43条第1項ただし書き許可基準
			法第43条第1項ただし書き 1件
H22	第4回	H23.2.18	法第43条第1項ただし書き 3件
H23	第5回	H24.2.29	法第43条第1項ただし書き 2件
H24	第6回	H25.3.21	法第43条第1項ただし書き 5件
H25	第7回	H26.2.24	法第43条第1項ただし書き 4件
H26	第8回	H26.10.10	法第43条第1項ただし書き 2件
H27	第9回	H28.3.15	法第43条第1項ただし書き 13件
H28	第10回	H28.11.25	法第43条第1項ただし書き 5件
H29	第11回	H30.3.23	法第43条第1項ただし書き 4件
H30	第12回	H30.9.5	法第43条第1項ただし書き 2件
R3	第13回	R3.8.13	法第43条第2項第2号 個別同意1件
R4	第14回	R4.9.27	法第43条第2項第2号許可基準(細島地区)
			法第43条第2項第2号 15件
			法第48条ただし書き許可基準(用途地域等)
			法第48条ただし書き 1件(お試し滞在施設)
R5	第15回	R5.9.27 (書面開催)	法第43条第2項第2号 4件
R6	第16回	R6.10.18	法第43条第2項2号 5件
			法第48条ただし書き 1件(総合体育館)

(2) 審査請求件数

年度	件数	結果
H20～R5	0	—
R6	0	—

(3) 建築審査会委員

任命区分	委員数
都市計画	1
建築	2
法律	1
経済	1
公衆衛生	1
行政	1
計	7

任期：令和8年8月31日

5. 建築指導手数料収入状況

(1) 手数料徴収件数 令和6年度 (単位:件)

月	法6条				法18条				法87条		建築設備		工作物			建築許可	仮使用	計	その他						合計
	確認	計画変更	中間	完了	通知	計画変更	中間	完了	用途変更	計画変更	確認	完了	確認	計画変更	完了				長期優良住宅	低炭素建築物	工事届済等証明	都市計画法許可	都市計画法証明	概要書等写し交付	
4	8	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3	0	22	7	0	84	0	1	26	140
5	10	1	1	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	18	6	0	18	0	1	11	54
6	6	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	15	2	0	10	0	3	9	39
7	6	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	12	3	0	9	1	1	15	41
8	7	1	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	0	5	1	0	13	31
9	11	1	2	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	25	5	0	12	0	1	16	59
10	7	2	1	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	2	0	11	1	0	3	34
11	8	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	14	7	0	13	0	0	11	45
12	7	0	0	6	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	15	5	0	13	0	0	15	48
1	12	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	17	1	0	12	0	0	10	40
2	7	1	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	4	0	15	1	0	14	51
3	8	2	0	14	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	25	3	0	13	0	0	12	53
計	97	8	5	81	1	0	0	1	0	0	0	0	7	0	4	5	0	209	45	0	215	4	7	155	635

(2) 手数料徴収状況 令和6年度 (単位:円)

月	法6条				法18条				法87条		建築設備		工作物			建築許可	仮使用	計	その他						合計
	確認	計画変更	中間	完了	通知	計画変更	中間	完了	用途変更	計画変更	確認	完了	確認	計画変更	完了				長期優良住宅	低炭素建築物	工事届済等証明	都市計画法許可	都市計画法証明	概要書等写し交付	
4	165,000	0	0	191,500	0	0	0	0	0	0	0	0	11,000	0	0	186,000	0	553,500	126,000	0	25,200	0	300	1,190	706,190
5	208,000	7,000	49,000	80,000	13,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33,000	0	390,000	78,000	0	5,400	0	470	470	474,340
6	134,000	0	0	105,000	0	0	0	0	0	0	0	0	22,000	0	12,000	0	0	273,000	26,000	0	3,000	0	1,070	430	303,500
7	124,000	0	0	65,000	0	0	0	0	0	0	0	0	22,000	0	0	0	0	211,000	39,000	0	2,700	6,900	300	430	260,330
8	127,000	7,000	0	95,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	229,000	0	0	1,500	6,900	0	480	237,880
9	243,000	7,000	51,000	241,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12,000	0	0	554,000	65,000	0	3,600	0	300	530	623,430
10	102,500	20,000	28,000	149,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	299,500	26,000	0	3,300	6,900	0	60	335,760
11	241,000	0	49,000	63,000	0	0	0	0	0	0	0	0	11,000	0	0	120,000	0	484,000	91,000	0	3,900	0	0	390	579,290
12	99,000	0	0	105,500	0	0	0	41,000	0	0	0	0	0	0	12,000	0	0	257,500	65,000	0	3,900	0	0	450	326,850
1	210,000	0	0	115,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12,000	0	0	337,000	13,000	0	3,600	0	0	360	353,960
2	80,000	13,000	0	218,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	311,000	52,000	0	4,220	190,000	0	750	557,970
3	119,000	33,000	0	300,500	0	0	0	0	0	0	0	0	11,000	0	0	0	0	463,500	39,000	0	3,900	0	0	470	506,870
計	1,852,500	87,000	177,000	1,728,500	13,000	0	0	41,000	0	0	0	0	77,000	0	48,000	339,000	0	4,363,000	620,000	0	64,220	210,700	2,440	6,010	5,266,370

(3) 建築基準法に基づく手数料徴収額 (単位:円)

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
11,725,500	13,720,500	14,167,500	10,772,000	7,432,000	9,018,000	9,642,500	9,350,000	7,722,000	7,999,500	6,971,500	5,355,000	4,363,000

6. 建築行為等に係る道路拡幅整備事業

(1) 建築行為等に係る道路拡幅整備

- 建築基準法第42条に規定する道路幅員4m未満の指定道路に接する敷地に建築物を建築する場合は、建築基準法に基づきその道路の中心から2m道路後退する必要がある
- 後退用地を市へ寄付する場合、後退用地内の工作物撤去の補償が受けられ、市で測量、分筆登記、整備を行なう

年度	後退承認件数	寄付件数	自主後退件数	補償件数
R2	19	14	5	4
R3	14	11	3	3
R4	13	10	3	0
R5	13	8	6	0
R6	14	13	1	5

(2) 協定道路

- 既に建ち並びのある建築基準法第42条に規定する道路に該当しない私道にのみ接している敷地に建築行為等を行う場合について、私道、後退部分の敷地の権利者並びに角地の権利者の全員の同意によって、当該私道の終端まで4メートルの幅員を確保することの見込みの立った通路を法第43条ただし書きの道の判断基準に適合するとして認定するもの

年度	認定件数
H21	1
H22～R5	0
R6	0

7. ひゅうが暮らしづくりリフォーム支援事業

(1) 木造住宅耐震診断補助

- 昭和56年以前に建築された木造住宅の耐震化を支援

単位:件数

年度	耐震診断	アドバイザー派遣	補強設計	耐震改修工事
H17～31	114	163	22	34
R2	7	12	—	5
R3	10	15	—	5
R4	10	15	—	5
R5	7	15	—	7
R6	19	15	—	5
計	167	235	22	61

(2) 屋根耐風診断補助

- 令和3年12月31日以前に着工された住宅の瓦屋根の脱落による被害防止を支援

単位:件数

年度	耐風診断	耐風改修工事
R4	5	5
R5	5	4
R6	5	4
計	15	13

(3) 危険ブロック塀等除却補助

- 通学路等に面するブロック塀等の除却に関する費用を支援

単位:件数

年度	補助件数
R2	14
R3	15
R4	11
R5	7
R6	2
計	49

(4) 省エネ・木質化・子育て支援・バリアフリー化に関する改修補助

- 新築後1年以上経過した住宅で省エネ等リフォーム工事に関する費用を支援

単位:件数

年度	補助件数
R6	56
計	56

8. 住宅セーフティネット支援事業

(1) 居住支援協議会

- 「住まい」や「暮らし」の問題解決に取り組む福祉や不動産などの民間団体と住宅・福祉行政が連携し、高齢者や低所得者などの住まいの確保が困難な方々の民間賃貸住宅等への円滑な入居促進や、生活支援を協同して実施するため、県内初となる市町村単位の居住支援協議会を設立。

(2) 活動内容

- 「住まい」に関する相談

単位:件数

年度	相談件数
R4	16
R5	70
R6	73
計	159

9. 空家等対策推進事業

(1) 空家件数

- 概ね年間を通して使用実態がない建築物の件数。各ランクは実態調査マニュアルに基づく
外観目視による簡易判定。 単位:件数

年度	Aランク	Bランク	Cランク	Dランク	合計
R2	398	444	157	104	1,103
R3	405	408	156	124	1,093
R4	405	401	161	123	1,090
R5	390	370	152	124	1,036
R6	395	340	145	119	999

A:修繕不要 B:軽微な修繕要 C:大規模修繕要 D:修繕困難

(2) 危険空家除去補助事業

- 一定の条件を満たす空家等について、除却にかかる費用の一部を補助

年度	補助件数
H29～R4	16
R5	5
R6	5

(3) 特定空家等の認定

- そのまま放置すれば倒壊等により周辺に影響のある空き家を認定し、当該空き家の所有者に対し、除却、修繕、立木竹の伐採等の措置をとるよう助言又は指導等を行う。

年度	認定件数	認定解除件数	措置件数
R2	5	4	
R3	2	2	勧告1、命令1
R4	8	6	行政代執行1
R5	4	4	勧告1
R6	0	2	略式代執行1、勧告1

(4) 空き家等情報バンク

- 所有者や地域から空き家・空き地の情報を収集し、移住希望者へ物件の情報をホームページなどで提供するサービス

年度	登録件数	成約件数
R2	18	9
R3	15	17
R4	7	10
R5	18	2
R6	21	11

10. その他の届出

(1) バリアフリー法に基づく認定建築物数（旧ハートビル法含む）

- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の建築物移動等円滑化誘導基準を満たす建築物

年度	用途	件名	認定日
H10	集会場	日向市南日向公民館	H11.3.25
H12	物品販売店	イオン日向	H12.9.14
	公衆浴場	日向サンパーク温泉	H12.11.29
	全天候型運動施設	サンドーム日向	H13.3.26
H14	集会場	大王谷公民館・児童館	H14.7.3
H19	有料老人ホーム	ふくじゅそう	H20.1.17
H22	病院	千代田病院	H22.7.6

(2) 人にやさしい福祉のまちづくり条例

- 一定規模以上の建築物についてバリアフリー化を推進

年度	特定公共的施設新築等届出件数	適合証発行件数
H20～31	737	34
R2	35	1
R3	43	4
R4	24	0
R5	19	3
R6	24	3

(3) 建設リサイクル法（建設工事に係る資源の再資源化に関する法律）

① 届出対象工事

- ・建築物の解体工事で、対象床面積の合計が80㎡以上の場合
- ・建築物の新築・増築等工事で、対象床面積の合計が500㎡以上の場合
- ・建築物の修繕・模様替え等（リフォーム）工事で、工事費が1億円以上の場合
- ・土木工事等で、工事費が500万円以上の場合

② 分別解体等及び再資源化が必要となる特定建設資材の4品目

- ・コンクリート・木材・アスファルト・コンクリート及び鉄からなる建設資材

年度	届出	通知	単位:件数
			合計
R2	186	118	304
R3	188	87	275
R4	141	108	249
R5	163	121	284
R6	169	132	301

(4) 建築物省エネ法（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律）

- 一定の建築物（床面積の合計が300㎡以上）について、新築・増改築時における省エネ措置の届出

年度	届出	変更	単位:件数
			合計
R2	17	0	17
R3	13	1	14
R4	10	1	11
R5	14	0	14
R6	19	0	19

- 性能向上計画認定による容積率の特例制度及び基準適合認定による表示制度

単位:件数

年度	性能向上計画認定	表示認定	合計
R2	0	0	0
R3	0	0	0
R4	0	0	0
R5	0	0	0
R6	0	0	0

(5) 長期優良住宅の認定（長期優良住宅の普及の促進に関する法律）

- 長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅である「長期優良住宅」について、その建築及び維持保全に関する計画を認定する制度

単位:件数

年度	認定	変更等	合計
R2	42	2	44
R3	43	2	45
R4	48	1	49
R5	35	1	36
R6	48	1	49

(6) 低炭素建築物の認定（都市の低炭素化の促進に関する法律）

- 市街化区域内に建築する二酸化炭素の排出の抑制に資する建築物の認定制度

単位:件数

年度	認定	変更	合計
R2	3	0	3
R3	6	0	6
R4	4	0	4
R5	0	0	0
R6	0	0	0

11. 開発行為

(1) 開発行為等許可件数

○都市計画法第29条

建築物の建築又は特定工作物の建設の目的で行う土地の区画形質の変更を行う場合、市長の許可を要することとなっている。これは良好な市街地環境の形成を実現するため、都市施設の整備に関する一定の基準を確保し、開発に伴い必要となる環境保全への配慮や災害の防止を図るもの

年度	許可件数	用途・開発区域面積	(㎡)
H20～24	4	専用住宅(宅地分譲)	21,670
	1	有料老人ホーム、デイサービス施設	5,893
	1	商業店舗	17,113
	1	葬祭場	2,497
H28	1	専用住宅(宅地分譲)	2,063
H29	1	専用住宅(宅地分譲)	2,022
R4	1	日用品販売店舗兼食堂	4,458
R6	1	専用住宅(宅地分譲)	4,629

○都市計画法第34条の2

国、県、市若しくは県、市が組織に加わっている一部事務組合などが行う開発行為の協議

年度	協議件数	用途・開発区域面積	(㎡)
H22	1	小中学校	34,851

○都市計画法第43条

市街化調整区域における土地利用については、無秩序な市街化を抑制し、土地利用の適正化を図るため、開発行為のみならず建築行為に関しても市長の許可を要することとなり、土地利用の目的が農林漁業などの一部を除き、市街化を促進しないものに限定されている

年度	許可件数	許可要件	(件)
H20～R4	100	既存建築物の建替	1
		分家住宅	10
		収用移転	6
		納骨堂	2
		寺院(位牌堂)	1
		指定既存集落内の自己用住宅	4
		既存宅地における暫定措置	4
		既存宅地における建築物	20
		既存宅地の分割	6
		指定既存集落内の分家住宅	28
		法第34条第1号	10
		法第34条第2号	2
		法第34条第4号	1
		用途変更	1
		用途変更(所有者)	3
		その他(障害児・者入所施設)	1
R5	4	指定既存集落内の自己用住宅	1
		既存宅地の分割	1
		指定既存集落内の分家住宅	1
		法第34条第1号	1
R6	3	納骨堂	1
		用途変更(所有者)	1
		指定既存集落内の分家住宅	1

12. 市営住宅

(1) 市営住宅一覧表 (平成31年4月指定管理者制度導入)

	団地名	戸数	備考
1	寺迫住宅	4	特公賃
2	寺迫住宅	10	
3	中野原住宅	4	特公賃
4	中野原住宅	20	
5	又江野住宅	18	
6	又江野住宅	8	木造
7	鶴野内住宅	3	単独
8	鶴野内住宅	10	
9	本村住宅	4	
10	永田住宅	12	
11	塩田住宅	128	
12	岩脇住宅	8	
13	後無田住宅	90	
14	財光寺北住宅	70	
15	櫛の山住宅	250	
16	小松崎住宅	16	
17	新財市住宅	180	
18	新財市南住宅	16	
19	上納内住宅	18	
20	細島住宅	12	
21	大王谷住宅	84	
22	大原住宅	100	
23	美砂住宅	97	
24	美々津住宅	6	
25	美々津駅前住宅	12	
26	木原住宅	80	
27	細島東部住宅	12	改良
28	細島東部第2住宅	22	改良
合 計		1,294	

(2) 令和7年度 主な公営住宅事業予定

- ① 市営住宅ストック総合改善事業
 - 後無田住宅 10～13号棟
 - 外壁・防水・給湯設備の改善等
 - 岩脇住宅 4,5号棟
 - 外壁・防水・給湯設備の改善等
- ② 市営住宅中長期整備事業
 - 山陰住宅 解体工事(7棟うち2棟)

13. 営繕工事

令和6年度 主な公営住宅事業

- ① 市営住宅ストック総合改善事業
後無田住宅 7,8,9号棟
外壁・防水・給湯設備の改善等
岩脇住宅 3,6号棟
外壁・防水・給湯設備の改善等
- ② 市営住宅中長期整備事業
山陰住宅 解体工事(7棟うち5棟)



後無田住宅9号棟 改善工事完成 南面



後無田住宅9号棟 改善工事完成 北面